

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

命 令 書

様

宇部市長



宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例第14条の規定により、下記のとおり必要な措置を講ずるよう命令します。

記

違反の状況	
必要な措置	
期 限	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをするときは、この処分（異議申立てをしたときは、その異議申立てに対する決定）があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として提起することができます。